

女性職員の活躍の推進に関する

下條村特定事業主行動計画



平成28年3月

下 條 村

下條村における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

平成28年 3月31日
下 條 村 長
下 條 村 議 会 議 長
下 條 村 教 育 委 員 会

下條村における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）第15条に基づき、下條村長、下條村議会議員、下條村教育委員会が策定する特定事業主行動計画である。

1. 計画期間

本計画の期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間とする。

2. 女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等

本村では、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、各課の職員を構成員とした検討委員会を設置し、本計画の策定・変更、本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等について協議を行うこととしている。

3. 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標

法第15条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成27年内閣府令第61号。以下「内閣府令」という。）第2条に基づき、女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った。当該課題分析の結果、女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定する。

なお、この目標は、女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果、最も大きな課題に対応するものから順に掲げている。

■継続就業及び仕事と家庭の両立

平成32年度までに、制度利用可能な男性職員の配偶者出産休暇、育児参加のための休暇の取得率を10%以上とする。

■時間外勤務関係

平成32年度までに、常勤職員の平均時間外勤務の代休取得率を、平成26年度実績72%から90%以上に改善する。

4. 女性職員の活躍の推進に向けた目標を達成するための取組及び実施時期

3で掲げた数値目標その他の目標の達成に向け、次に掲げる取組を実施する。

なお、この取組は、女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果、最も大きな課題に対応するものから順に掲げている。

■継続就業及び仕事と家庭の両立

平成28年度より、出産を控えている全ての男女に対し、各種両立支援制度(育児休業、配偶者出産休暇、育児参加のための休暇等)活用に関する助言を行う。

■長時間勤務関係

平成28年度より、管理職員が各種職員の業務状況を的確に把握しに早期退庁を勧奨する。